

(8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施、犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日）」にあわせて啓発事業を集中的に実施することとされた。

今回が初年度となる「犯罪被害者週間」では、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、内閣府主

催の第1回「犯罪被害者週間」国民のつどい中央大会を開催するとともに、内閣府・地方公共団体共催の地方大会を3府県（秋田県・神奈川県・大阪府）において開催する予定である。国民のつどいにおいては、行政機関関係者に加え、犯罪被害者等、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等の参加と国民が一堂に会し、犯罪被害者等に係るテーマを議論するとともに、結果について国民向けに情報提供を行う。

併せて、犯罪被害者週間と国民のつどいの普及・広報のためのポスターを作成した。

